

社会福祉法人上野原市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野原市社会福祉協議会の役員・評議員、顧問、各種委員会等の構成員（常勤の役員を除く。）に対する費用弁償に関して定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員会、評議員会、顧問、各種委員会等の構成員が役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費及び日当1,500円の費用弁償を行うものとする。

第3条 役員、評議員、各種委員等が、その職務を遂行するため旅行したときは、前条の規定に関わらず、本会旅費規程により、旅費に相当する費用弁償を行うものとする。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年3月23日から施行し、平成17年2月13日から適用する。